

安全対策

JICAは2016年7月1日にバングラデッシュで発生した「ダッカ襲撃テロ事件」をきっかけとして、2017年11月に「安全対策宣言」を発表しました。国際協力に従事する関係者が、安全に渡航し、安全に事業を行い、安全に帰国できるよう、諸策に取り組む強い決意を内外に表明しました。国際社会における脅威の態様やレベルは日々刻々と変化しており、2019年以降の新型コロナウイルスの世界的流行や2022年のロシアによるウクライナ侵攻など、新たな危機事態にも直面しています。

新型コロナウイルスへの対応

JICAは、関係者の安全と健康を確保しながら、渡航を伴う事業を力強く推し進めていくため、独自の枠組みを検討、整備しています。

第一に、新型コロナウイルス感染予防、感染拡大防止の観点から、事業関係者が遵守すべき渡航上のルールを定め、渡航する関係者一人ひとりが守るべき行動様式を示し、自律的・自制的な行動を促すための「行動規範」を策定しています。

第二に、事業関係者の安全と健康を守るため、各国別に体制を整備し、対応要領を定めました。事業関係者に新型コロナウイルス感染の可能性が生じた場合、また、その他の重篤な疾病・傷病が発生した場合に、迅速かつ適切に対応できるよう、各国の医療機関との連携体制を強化し、体調不良時の対応要領を整備しました。条件が

整った国・地域から、事業関係者の再渡航を進めています。

第三に、徹底した渡航管理を実施し、JICAと契約関係にある関係者の渡航は、安全管理部で一元的に管理したうえで、安全と健康上の問題がないかを確認しています。渡航中に、渡航先国や乗り継ぎ地での出入国ルールや日本に再入国する際の水際対策が変更となった場合にも、関係者が的確な対応が取れるよう、連絡体制を整えています。さらに、上記「行動規範」では、日本政府が行う水際対策に従うことを定めており、再入国後の隔離措置の徹底を含め、ウイルスを持ち込まない体制を保持しています。

安全対策の一層の強化

国際情勢は大きな変容を見せており、渡航者に対する脅威のレベルや態様も常に変化しています。無差別に多くの人を同時に殺傷することを目的とした襲撃型のテロや爆破事案、誘拐・人質を目的とする標的型のテロ、武装した集団や個人による強盗事案、女性を狙った暴行事案など、海外渡航は常に危険と隣り合わせです。

JICAでは、「自らの安全は自らが守る」を基本に、事業関係者のセルフディフェンス能力の向上を図っています。その取り組みの一つが、『海外安全対策ハンドブック』の刊行です。セルフディフェンスの基本事項をこのハンドブックに集約し、事業関係者一人ひとりの安全意識の醸成、行動の変容、セルフディフェンスの実践をサポートしています。2022年度からは事業関係者がより手に取りやすくなるように電子書籍化を行います。

また、JICAとの直接の契約関係に基づいて派遣される事業関係者に対しては、渡航前のセルフディフェンスに関する研修受講を必須としています。法人との契約に基づいて派遣される関係者や、資金協力事業関係者に対してもオープンな研修を年12回実施しており、渡航前の受講を推奨しています。新型コロナウイルス流行の影響を受け、2020年度からは座学による研修をオンライン化することで、感染対策にも配慮しつつ、より多くの方が研修を受講できる形態をとっています。



テロ対策実技訓練での講師によるデモンストレーションの様子